

(資料)平成22年国勢調査にかんする実査レポート

浜砂, 敬郎
九州大学大学院経済学研究院 : 名誉教授

<https://doi.org/10.15017/19858>

出版情報 : 経済学研究. 77 (5/6), pp.161-178, 2011-03-31. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

(資料)

平成22年国勢調査にかんする実査レポート

浜 砂 敬 郎

はじめに - 総務省統計局の『国調成功』宣言? -

2010年11月1日に、総務省統計局は、つぎのような事実上の『国勢調査（実査）の成功宣言』を発表した。

「日本の2010年人口センサス（国勢調査）は、2010年10月1日を期して実施されました。9月遅くに開始されたセンサスの実査（field operation）は、これまでに収集した情報から判断すると、大きな問題もほとんどなく、10月の終わりごろに終了しました。

センサスの実施の成功は多くは、期待されたように働いた、新しく導入された措置によっている。最も注目すべき新しい措置は、多様なデータ収集法、すなわちセンサス調査員（国勢調査員）、地方自治体への郵送とインターネット（東京都のみ）を通して、収集する方法の導入である。それぞれの世帯は、センサス票（調査票）を提出する方法を選ぶことができた。それは、センサス票の提出を容易にした。結果的には、半数以上の世帯が、郵送による返送法を選択した。他方、東京都におけるインターネットによる回答率は期待以上で、全世帯のほぼ8.4%に達した。

もう一つの新しい措置は、2010年国勢調査実施本部の設置と国勢調査協力者国民会議の開催である。総務相を本部長とする本部は、センサス実施における政府機関と民間機関の密接な協力を強めた。国勢調査協力者国民会議は、マンション管理企業や教育機関の協会のようないろいろな関連団体から構成されており、いろいろな方面分野の協力関係を築くための足掛かりとして機能した。

収集された国勢調査票は現在、センサス指導員と地方自治体職員によって審査を受けている。審査後、国勢調査は、2010年12月から、都道府県を経て統計局に提出される。」（以下、統計センターでデータ処理、あと集計公表の日程は省略：Statistics Bureau of Japan (SBJ) 2010 Japan Census November 1, 2010 “Census Field Operation Completed” より）

この『成功宣言』は、統計局ホームページ『センサス』英文編に公表されているが、和文編には、これに対応するニュースは掲載されていない。

確かに、今回の国勢調査の実査過程は、平成17年国勢調査において頻発した国勢調査員をめぐる様々な不祥事（調査員の集団辞退、調査票の紛失や負傷事故等）や訪問世帯とのトラブルが多発しなくて、表面上は、平穏に進進したかのように見受けられる。しかし、統計局が、国勢調査が成功理に進進した第1の要因として挙げている「多様なデータ収集法（multimodal data collection method）」は、実査状況をみると、調査過程の非組織性と市区町村の回収・審査業務の混乱を引き起こした基本的な要

困になっている。それは、これまでの国勢調査においても見受けられた 調査員の選任難と 世帯訪問難と居住状況の確認難に加えて、 調査員の管理難、 回収（調査員と郵送）後の調査票の調査区への区分難、 調査票の審査難、さらには 再調査難、 調査票の記入漏れや 調査世帯の調査漏れをもたらしめているからである。 ～ のことは、すでに、部分的には新聞ニュース報道等で伝えられているが、とくに と は、今回の国勢調査において、初めて発生した実査事象であって、他の要因と相まって、調査員機能の大きな低下と市町村における実査業務の緊迫化・激務化の大きな原因となっている（下記の資料群1～6参照）。まだ、速報集計までの実査・整理業務は完了しておらず、国勢調査の成否を即断することはできないが、国勢調査の精度にかかわる問題点が無視できない状況を迎えているようである。その状況を新聞報道、その他の状況資料によって概説していこう。

（註）ここでは、深く立ち入らないが、『国調成功』の第2の要因として統計局が高調する国勢調査関係者会議の開催も、どちらかといえば、「対症療法」的であって、「国民性」に欠ける措置であった。それは、アメリカにおいて、1980年人口センサスいらい設置されてきた完全調査会議（Complete Count Committee）と比較すると、一目瞭然である。完全調査会議は、センサス局が連邦から州、郡（county）、さらには郡区（township）を経て地域社会の調査困難地区にいたる全国的なセンサス協力組織である。その組織的な特徴は、「底上げ」方式による住民参加型の活動であって、実査時から、郡ごとに逐次、回収率を公表することによって、郡民の調査協力を競わせている。他方、わが国の国調関係者会議は、国民一般の統計意識を高める組織的な態様をとっていない。それは、実査にかかわる地方自治体や町会等によって、直接に住民に働きかける体制ではなく、実査が困難と考えられるマンション居住者、学生や外国人を特定し、住宅管理企業、教育団体や外国人組織にたいして、実査時にオートロックマンションの開錠等を求める「調査便宜」的な組織である（U. S. Census Bureau [2009], “IT’s IN OUR HANDS” CCC Training Manual 参照）

（1）国勢調査員の選任難

平成22国勢調査の実査過程も、これまでの国勢調査と同様に、国勢調査員の選任難に見舞われた。それはニュース報道が伝えるように、大都市から地方の小市町村にまでおよぶものであった。多くの市区町村は、調査員の任用手続きに要する期間と調査員への調査票・調査書類の配布が行われる調査員説明会（8月後半から9月中旬まで）の準備期間を考慮して、国勢調査員の募集締め切り期日を5月～6月に設定していたが、予定通り募集を終えた市区町村は、かなり少数であったと思われる。そして、応募期限の7月～8月になっても、なお選任を終了していない地方自治体も見受けられた（事例群1参照）。

もちろん、国勢調査員の募集・選任難問題は当初から予想されていたし、それを引き起こす調査環境の悪化現象によって、前回の平成17年国勢調査では、「過去に例のない調査実施上の課題が多く顕在化」していた。そのために、総務省統計局は、「国勢調査の調査方法等の改善方向の基本的な方向取りまとめる」ために、『国勢調査の実施に関する有識者懇談会』（以下『有識者懇談会』と略称する）

を、平成18年1月に設置した。「調査実施上の課題」が、国勢調査の存立にかかわる深さと広さをおびていることから、『有識者懇談会』では、「調査方法、調査員業務の在り方、調査内容等」について全面的な審議が行われている。同会第1回会議に「平成17年国勢調査の実施上の問題と課題」として提出された『配布資料4』は、国勢調査の課題と調査員が置かれている調査環境の悪化状況＝「問題の状況」を、「1 調査実施環境面の問題」、「2 調査事項の問題」、「3 調査員の問題」および「4 その他の問題」の4つの側面に分けて整理している（表1）。

表1は、狭義での調査員選任問題だけでなく、1) 調査世帯におけるプライバシー意識の浸透、2) 政府統計の調査目的と政治的必要性にたいする低い社会的評価、3) 調査世帯の家族の生活様式と居住様式の変容、および4) 調査員にたいする調査世帯の不信感・警戒感の強まりによって、調査員調査による全数調査が全面的に困難になっていることを具体的に明示している。換言すると、それは、全数調査様式の調査員調査にたいする社会的な受容度が著しく低下していることを物語っている。さらに、わが国の政府統計における広範な郵送調査の拡がりや欧米主要国における人口センサスの方法転換過程の進展状況を考慮すると、『有識者懇談会』では、少なくとも長期的な方針としては、郵送調査法の全面的な導入や行政登録簿の積極的な利用、およびそれらの適用の技術的制度的な条件が本格的に審議されるべきであったと考えられる。しかし、住民基本台帳の記載項目数や記載情報の精度にたいする疑問・批判と、欧州諸国における郵送調査法によるセンサスや統計登録型人口センサスにたいする軽視から、行政登録簿の本格的な利用は審議の対象とはならなかった（『有識者懇談会』第1回会議議事録14頁、第4回会議議事録16～17頁）。また、郵送調査法の導入も、調査世帯の抵抗感を和らげ、調査員の負担を軽減するための対応策と位置づけられることによって、全面的に採用する方向性は長期的な方針としても、検討されなかった。とくに後者に関連して、調査員の世帯訪問がきわめて困難化しているにもかかわらず、調査世帯による調査票の受領を確認するために、調査員の「面接による配布」を要件とする「タテマエ論」によって、訪問調査法を原則とする方針が決定された。

(注) 『有識者懇談会』第2回会議や第5回会議において、とくに「(調査員の世帯訪問という)方法自体が問題になっている」「調査そのものへの危機感」という須々木亘平委員（東京都）や「対面方式の限界」という安藤直樹オブザーバー（横浜市）の発言にたいする竹内啓座長の原則論によるまとめ。同審議録第2回26～27頁および第5回11～13頁）。

したがって、国民の調査忌避意識を和らげ、国勢調査員を確保するための措置として、調査票の密封封筒による提出と調査票を返送する方法の選択制（調査員の回収と郵便による返送）が全面的に導入された。それは、地域によっては、「回収しなくてもよい」という誤解を生み、「郵便配達型」調査員が出現する一つの原因になったと考えられるが、ほとんどの市町村の調査員募集にかんする広報や広告に記載されていた。

それにもかかわらず、国勢調査員の選任が難航した要因としては、上述した調査環境が悪化している要因とともに、調査員応募層の高齢化等が指摘されている。ここでは、実査の担い手である国勢調査員層の動向を明らかにするために、属性別調査員構成を時系列的に見てみよう（表2）。

表2によると、昭和50年国勢調査より30年間におけるわが国の社会構造の変化は、調査員の構成に

表1 国勢調査問題と国勢調査員が置かれた状況

問題の局面	問題の状況	問題の具体的状況	原因・背景	対応策
1 調査実施環境面の問題	1) 調査員の世帯訪問難	不在がちな単身世帯や共働き世帯の存在とその面接困難性 いわゆるオートロックマンション問題 女性単身世帯等の警戒心による面接の困難化	世帯構成の変化（単身世帯・共働き世帯の増加等） 居住環境の変化（・オートロックマンションの増加等） 安全・防犯意識の高まり（訪問者への警戒心等）	○不在等の世帯に対する調査票の配布・提出方法の検討 ○マンションの調査に適した調査方法や調査環境の整備 行政情報の活用 ○調査員と世帯との連絡方法の改善等
	2) 世帯の調査非協力	個人情報である個票情報の悪用懸念 提出票の封入を調査員が遵守するかの不安 調査票詐取の報道等による調査員身分証明問題 調査の必要性にたいする無理解 世帯名簿作成のため、世帯の男女別人員を聴取することへの苦情	個人情報保護意識の高まり 情報犯罪への防犯意識の高まり 調査員への不信感の発生 調査の目的・必要性にたいする理解不足	○情報保護対策の一層の強化 ○調査員への信頼感の確保 ○国勢調査の意義等についての広報強化 世帯名簿の作成方法の見直し等
	3) 聞取調査の困難性	住宅管理者・隣人調査の困難性（隣人関係の希薄化） 居住状況の確認難（集合住宅管理者の立場と対応：個人情報保護法の「誤解」等）	個人情報保護意識の高まり 個人情報保護法の誤解 統計調査の必要性に理解不足・低い評価	居住環境（マンション等）に適応する調査方法や調査環境の整備 行政情報の活用による調査の効率化 情報保護法の正しい普及 管理会社の協力確保等
2 調査事項の問題	4) 記入に抵抗を感じる調査事項	学歴・職業・産業の回答にたいする抵抗感 「氏名」等の記入必要性の理解不足 住宅の「床面積の合計」の不明 職業・産業の回答方法に理解不足	個人情報保護意識の高まり 情報を狙う犯罪の増加 調査事項への理解不足	抵抗感の強い調査項目の必要性や記入方法の検討 ○詳細票（long form：標本調査）導入の可否の検討 ○個人情報保護措置の徹底等
3 調査員の問題	5) 調査員をめぐるトラブル・苦情の増加	実査手続きの「非遵守」への苦情 訪問マナーへの苦情とトラブルの多発 調査員の説明不足・連絡メモの不完全記入による苦情の発生と連絡の困難化	調査員の研修不足 一部の調査員の訪問マナー不足 プライバシー意識の高まり	○調査票の配布・提出方法の検討 ○調査員の研修や指導の充実 ○調査員と世帯との連絡方法の改善等
	6) 調査員確保の困難化	町内会・自治会依存型の調査員募集の機能低下 調査員公募の限界 実査の困難化から調査員辞退等の否定的反応 調査員の推薦を辞退する町内会や自治会の増加	自治会の組織力・機能の低下（未加入世帯の増加） 自治会役員の高齢化や推薦を危ぶむ困難地域の増加 調査困難地域の拡大（マンション等の増加）	○調査員の少数化（担当世帯数の増加） ○IT化などによる調査員業務の効率化 ○調査員確保・研修の新しい方法の検討等

平成22年国勢調査にかんする実査レポート

4 その他の問題	7) 実査における犯罪の発生	調査票を詐取する偽調査員事件の発生（全国で120件程度） 金銭・情報の詐取を偽調査員事件の多発 調査票の紛失事件の発生	情報犯罪の増加 世帯の警戒心を逆利用した調査員偽装 不在世帯での調査票配布・回収の困難・不安全性	調査票の配布・提出方法の再検討 ○調査員の身分証明の強化 ○いわゆる「かたり」対策の強化等
	8) 封入提出の扱い	封入方法の不徹底（封筒の未配布や開封）によるトラブルの発生	都市部と農村部など調査環境の地域差 封入提出の増加による市町村の審査事務が増大 プライバシー意識の高まり	○調査票の配布・回収方法の再検討 ○封入提出票の審査体制の充実 ○個人情報保護対策の一層の強化等

(出所) 「平成17年国勢調査の実施上の問題と課題」(総務省統計局：『有識者懇談会』第1回会議配付資料4)より表現・字句等を改めて作成。

表2 国勢調査員の属性別構成 (%)

属性 国調年	性別		年齢別				国調員経験		選任方法別			
	男	女	29歳以下	30~49歳	50~59歳	60歳以上計 (70歳以上のみ)	有	無	公募	登録	町会	その他
1975 ^(注1)	71.9	25.5	11.5	45.8	20.0	()	3.4	96.6	2.8	5.6	52.2	31.7
1980	67.8	31.8	9.4	44.0	21.0	17.6 (3.3)	9.2	90.8	3.6	7.2	55.8	30.5
1985	62.9	37.1	6.4	46.5	24.8	22.2 (4.6)	44.7	55.3	4.8	8.6	57.6	29.1
1990	58.8	41.2	4.9	42.5	24.0	28.6 (5.5)	43.5	56.5	5.2	8.4	59.4	27.0
1995	55.6	44.4	5.5	37.0	23.4	34.1 (8.3)	44.2	55.8	6.3	8.7	57.3	27.6
2000	53.0	47.0	5.1	30.4	25.2	39.4 (11.5)	35.4	64.6	8.1	8.8	57.7	25.3
2005	52.5	47.5	4.8	25.5	23.9	48.8 (14.6)	40.6	59.4	9.6	9.4	60.2	19.5

注1) 年齢層でいえば20歳未満層と60歳以上層が不詳で、年齢別構成と選任方法別の計は100%にならない。

(注記) 原表の20歳未満層と20~29歳層をまとめている。

(出所) 2000年までは『平成17年国勢調査の実施上の問題と課題』(国勢調査の実施に関する有識者懇談会第1回 [2006年1月24日] 配布資料 [4])より、2005年は、『平成17年国勢調査の実施状況報告』(国勢調査の実施に関する有識者懇談会第5回 [2006年5月30日] 参考資料 [1])より。

色濃く反映してきていると言えよう。第一に、調査員層の高齢化は著しく進み、再高齢化の様相を見せている(70歳以上層が3.3% 14.6%へと傾向的に拡大)。今回の国勢調査において、調査員の過半が60歳以上層であったと推測することは容易であろう。しかし、調査員層の変容には、それだけでなく、調査員の確保・保全策にとって大きな問題性をはらむ、その他の動向を確認することができる。

すなわち、女性調査員層の大きな拡大と男性調査員層の長期的な減少、若年・壮年層の著しい減少(57.3% 30.3%、とくに若年層に限ると、11.5% 4.8%へと半減)、国調経験者層の停滞(昭和60年国調以降の漸減傾向)、および町会の推薦による調査員層の微増と公募・登録型調査員層の増大(8.4% 19%)である。は、調査員層の高齢化と相まって、とくに夜間調査における保全措置の強化を要請し、の若年層の動向は、それが増加著しい学生層を含んでいることから、調査員の任用方法のあり方に新しい課題を投げかけ、は国勢調査員の質にかかわる問題点であって、最後に は、これまでの町会依存型の調査員確保策には制約があることを示唆している(事例群1参照)。

いずれの問題点も、これまでの調査員確保策が、社会的な変動に対応することができていないことを明らかにしており、それは、大きく顕在化している調査環境問題と相まって、全数調査様式による調査員調査法が限界点に来ていることを物語っている。

(注) 国勢調査員の「質」の向上策としては、「研修や指導の充実」が唱われているが、「調査員説明会」は、1回だけ行われ、その時間の多くは、新しい調査法の導入にともなう実査技法(調査要図の作成法、調査区・単位区番号や世帯番号の確定方法等)の説明に割かれている。また、調査員の写真付き身分証明書と腕章の装着が信頼感を確保するための具体的な措置であった。

事例群 1 調査員の選任難関係

- 事例 1 - : 東京都渋谷区役所 H P (7月15日付)「平成22年国勢調査 調査員募集」(調査員を、なお200名募集中であり、町内会からの推薦とともに、8月に入っても、続けられていたようである。...筆者注)
- 事例 1 - : 北海道伊達市 H P (7月15日付)「平成22年国勢調査 調査員追加募集」、(室蘭民報(6月24日号) 記事「締め切り目前50人決まらず...伊達市が国勢調査員募集」によると、同市の調査員募集の締め切りは6月末を予定していたが、募集は7月末までになっても、継続されていた。...筆者注)
- 事例 1 - : 福岡県福津市募集広報によると、当初の締切期日5月21日が6月15日に延期、さらに6月15日付市長名「調査員決定書」によると、なお調査員募集中、6月9日付けの同市 H P 「お知らせ」によると、募集期間は6月30日までに延長されている。
- 事例 1 - : 中国新聞(7月16日号) 記事「国勢調査員の獲得に四苦八苦」によると、広島県芸南4市1町村で、7月中旬でも、募集未完了の市あり。
- 事例 1 - : 鎌倉市 H P 「平成22年国勢調査調査員募集中!」(更新日:2010年8月2日)
- 事例 1 - : 神奈川新聞カナコロ8月17日号「国勢調査員が足りない...横須賀市が確保に懸命、交通不便な地域中心/神奈川」(8月中旬なっても、募集未完了の例...筆者注)。
- 事例 1 - : 河北新報(8月21日号) 記事「国勢調査員確保 石巻市が懸命、高齢辞退 なり手不足、10月1日実施 職員動員も今後に不安」

(2) 世帯の訪問難と居住状況の確認難、調査員の管理難

上述したように、「1) 調査世帯におけるプライバシー意識の浸透、2) 政府統計の調査目的と政治的必要性にたいする低い社会的評価、3) 調査世帯の世帯員構成と居住様式の変容、および4) 調査員にたいする調査世帯の不信感・警戒感の強まり」が、大量の世帯における調査員の「訪問難と居住状況の確認難」を、さらには「封入提出法の採用」と「郵送返送法の導入」と相まって、調査員の管理難を引き起こしている。

国勢調査の実査過程は、第1に国勢調査員が担当調査区に実地に足を運び、踏査することによって、調査区要図と対象世帯一覧表を作成する。第2に調査協力を依頼して、調査票を配布し、さらには調

査票の回収、または返送の確認を、1世帯ごとに行う実査行程である。したがって、それは、目立たない調査員の労苦に依存する「地道」な業務であって、よほどの事件が発生・「発覚」しないかぎり、ニュース報道等によっては伝えられない「現場」的な統計事象である。ここでは、はじめに、国勢調査員の「なま」の声をきくことにしよう。

「自治会の関係から国勢調査の調査員を引き受けました。先月の31日でその役目を離れ思うことは、そう複雑でもない調査内容にこんな大がかりな人、費用、時間をかける必要があるのかという疑問です。

担当地区によっても違いますが、私のところは3～30戸が入っているマンション12棟と40余りの住宅及び商店が対象でした。調査書は手渡しが原則で、3回は訪問する、との説明を受けましたが、洗濯物が干してあるか、電気がついているかを確かめながら何度も訪ねるなど、どうしてできるでしょう。

時代は変わってきています。世界に誇れる宅配制度、郵便システム、インターネットを利用し、総務省統計局がじかに各戸に配布し返送させることで、調査員の手当や膨大な紙（調査員1人に段ボール1箱の書類）など軽減できるのではないかと思います。

調査趣旨、その活用法が納得できれば、私たち国民は自主的協力を惜しまないでしょう。考えていただきたいと思います。」（主婦 兼平京子（さいたま市浦和区、74歳）朝日新聞2010年11月13日号18面『声』）

ここでは、実査業務の今日的な困難さが、物理的な側面から訴えられているが、調査世帯への訪問・接触の難しさと調査協力依頼にたいする世帯員の感情的な対応と苦情は、ニュース報道も、「話題」としてとりあげている（事例群2の～）。

それは、つぎのような状況を報じている。

- 1) プライバシー意識の高まりによって、回収率が低下してきているし、「第三者」の他人である調査員調査には、「抜本的な見直しを求める声」があること
- 2) 1) の事情と、居住・生活環境の変化（オートロックのマンションや単身・夫婦共働き世帯の増加）が相まって、前回の国勢調査では、未回収世帯が、約220万世帯（4.4%：前々回の2.7倍）にのぼったこと
- 3) 単身世帯では、とくに女性や高齢者のそれでは、警戒心や防犯心が強くなっていること
- 4) 不在世帯でなくとも、「門前払い」や「居留守」の世帯が増加していること
- 5) 調査概念や調査方法が、家族形態の多様化（同性の事実婚等）に対応していないこと
- 6) 調査票の郵送による返送が、回収の「6～7割（世田谷区）」におよぶことによって、記入漏れや誤記が多発し、再調査の「責任」が市区町村に負わされること、また精度の低下が懸念されること
- 7) 市民団体によっては、郵送法が調査票の回収だけでなく、配布についても要求されていること。

このような住民の調査非協力・拒否は、これまでの国勢調査でも多く発生してきたが、調査員業務の負担軽減措置や調査票の封入提出法の採用にもかかわらず、「調査員による対面方式というのは限

界を迎えている」「調査のそのものの危機感」（『有識者懇談会』第2回議事録26～27頁、安藤直樹（横浜市）と須々木亘平（東京都）の発言）をやわらげることはできなかったようである。

「調査そのものの危機感」は、事前に地方自治体の統計関係者では強く認識されていたし、それは、中央政府の統計機関にたいする「要望」として、例年のように訴えられていた（例えば、『大都市統計協議会要望書』参照）。また総務省統計局が実施した試験調査において、その「兆候」は十分に察知されていた。

表3は、平成22年国勢調査第3次試験調査（2009年6月19日が調査期日）の結果であって、われわれは、つぎのような「事実」に注目しなければならないであろう。

最終回収率が、「平均」83%であって、55%が郵送によっている。再調査（フォローアップ）の効果は低く、その回収率は7%に足りず、調査不能世帯（表中の聞き取調査世帯）が16.6%に及ん

表3 地域特性、調査票回収方法別世帯数（第3次試験調査）

	総数	総 数			当 初 回 収			フ ォ ロ ー ア ッ プ 回 収			聞き取り	
		総数	郵送回収	調査員配収	総数	郵送回収	調査員配収	総数	郵送回収	調査員配収		
実数	総数	22,406	18,682	12,335	5,654	17,074	11,197	5,335	1,468	1,138	319	3,724
	一戸建の多い地域	7,689	7,289	4,162	2,974	6,945	3,938	2,880	321	224	94	400
	A.M 1棟が幾つかの調査区を含む地域	4,907	4,310	3,492	636	3,934	3,210	572	351	282	64	597
	O.M 等単身居住が多い地域 (21.6)	4,830	3,261	2,010	1,087	2,813	1,699	997	403	311	90	1,569
	その他の共同住宅の地域	4,713	3,588	2,553	862	3,176	2,242	792	382	311	70	1,125
構成比%	総数	100.0	83.4	55.1	25.2	76.2	50.0	23.8	6.6	5.1	1.4	16.6
	一戸建の多い地域	100.0	94.8	54.1	38.7	90.3	51.2	37.5	4.2	2.9	1.2	5.2
	A.O 1棟が幾つかの調査区を含む地域	100.0	87.8	71.2	13.0	80.2	65.4	11.7	7.2	5.7	1.3	12.3
	O.M 等単身居住が多い地域	100.0	67.5	41.6	22.5	58.2	35.2	20.6	8.3	6.4	1.9	32.5
	その他の共同住宅の地域	100.0	76.1	54.2	18.3	67.4	47.6	16.8	8.1	6.6	1.5	23.9
実数	政令指定都市(東京23区含)のみ	8,663	7,100	4,974	1,530	6,396	4,460	1,441	610	514	89	1,563
	一戸建の多い地域	2,821	2,676	1,736	825	2,536	1,640	790	132	96	35	145
	A.O 1棟が幾つかの調査区を含む地域	1,918	1,732	1,390	177	1,581	1,277	160	135	113	317	186
	O.M 等単身居住が多い地域(23.2)	2,010	1,319	879	289	1,112	733	271	164	146	18	691
	その他の共同住宅の地域	1,778	1,255	899	203	1,062	745	184	174	154	19	523
構成比	総数	100.0	82.0	57.4	17.7	73.8	51.5	16.6	7.0	5.9	1.0	18.0
	一戸建の多い地域	100.0	94.9	61.5	29.2	89.9	58.1	28.0	4.712	3.4	1.2	5.1
	A.O 1棟が幾つかの調査区を含む地域	100.0	90.3	72.5	9.2	82.4	66.6	8.3	7.0	5.9	0.9	9.7
	O.M 等単身居住が多い地域	100.0	65.6	43.7	14.4	55.3	36.5	13.5	8.2	7.3	0.9	34.4
	その他の共同住宅の地域	100.0	70.6	50.6	11.4	59.7	41.9	7.4	9.8	8.7	1.1	29.4

注1) 原表にある地域特性「学校の学生寮等がある地域」や回収方法「役所持参」「オンライン回収」は回答の2～3%以下であるために削除している。

注2) A.Mはオートロックマンション、O.Mはワンルームマンション。

(出所) 国勢調査の企画に関する検討会第13回会議（2009年10月5日）に配布された参考資料『平成22年国勢調査第3次試験調査結果の概要』6頁。

でいる。

『有識者懇談会』における統計局の説明では、オートロックマンションの増加が実査の居住環境的な阻害要因としてよく指摘されているが、本調査の結果を見るかぎり、地域特性では、「単身居住が多い地域」と「その他の共同住宅地域」において、最も「調査不能世帯」の比率が高く、20%を超えて、30%に達している（オランダの1981年国勢調査では、試験調査で調査拒否・不能世帯が20%を超えたことが、本調査中止の根拠になったことが想起される）。

もちろん、単身者住宅には、オートロックマンションや一戸建て住宅も含まれることに留意しなければならないが、調査困難な地域が着実に拡大している事実を確認しなければならないであろう。試験調査では、「単身居住が多い地域」は、調査対象世帯全体の21.6%を含むにすぎないが、全国の世帯規模別構成に占める単身者世帯の割合から、「単身居住が多い地域」がわが国の、とくに大都市地域の地理的な特徴になってきていることは、容易に判断できるからである（後述・表6-1、表6-2参照）。

つぎに表4を見てみよう。本表は、調査票の回収時（ないしは郵送提出確認時）に、対象世帯に面接するために調査員が必要とした訪問回数別に面接可能であった世帯数をまとめている。調査世帯全体で、面接できた世帯の割合は、8割近くに及んでいるが、「単身居住が多い地域」と「その他の共同住宅地域」では、それが5～6割台に低下する。さらに世帯訪問の難易度を考慮して設けられた

表4 地域特特別回収時世帯訪問回数別面接達成状況表

	世帯数	うち達成世帯 (%)	面接達成世帯割合 (%)			訪問3回以内面接達成率	
			3回	4回	5回以上		
総数	12,675	77.1	87.6	93.3	100.0	64.1	
期間短縮型	総数	4,025	73.1	90.8	96.4	100.0	66.4
	調査困難地域	1,744	64.8	86.7	94.3	100.0	56.2
	A.M調査区地域	781	78.9	86.4	94.3	100.0	68.2
	O.M等単身居住が多い地域	963	53.4	87.2	94.4	100.0	46.6
	一般地域	2,226	79.4	93.5	97.9	100.0	74.2
	一戸建の多い地域	1,366	90.8	95.3	98.1	100.0	82.2
	その他の共同住宅の地域	860	61.2	89.2	97.3	100.0	54.6
期間延長型	総数	8,650	78.9	86.2	91.9	100.0	68.0
	調査困難地域	2,853	66.5	82.4	88.0	100.0	54.5
	A.M調査区地域	1,383	74.7	87.2	93.6	100.0	65.1
	O.M等単者居住が多い地域	1,470	58.8	76.6	81.3	100.0	45.8
	一般地域	5,497	84.7	87.3	93.1	100.0	73.9
	一戸建の多い地域	3,396	93.1	91.2	96.2	100.0	84.9
	その他の共同住宅の地域	2,101	71.1	79.0	86.7	100.0	56.2

(出所) 国勢調査の企画に関する検討会第13回会議（2009年10月5日）に配布された参考資料 『平成22年国勢調査第3次試験調査結果の概要』34頁。

「最低3回訪問の規則」を適用すると、「単身居住が多い地域」では、それが5割を切っている。『有識者懇談会』では、「対面方式による訪問世帯への調査票の手渡し」を原則として決定したことが、調査員調査を存続させる根拠となっているから、配布時の面接可能性を把握することが重要である。しかし、それは、『第3次試験調査の結果概要』では公表されていないから、第2次試験調査に公表されている表5を参考にしよう。

(参考) 表5 配布時(上段)・回収時(下段)訪問世帯回数別面接達成率

	世帯数	うち達成世帯(%)	訪問回数別達成率		訪問3回以内面接達成率	
			3回	4回		
総数	13,538	75.3	92.8	97.3	69.9	
配布時	調査困難地域	3,960	59.0	92.0	97.4	54.3
	A.M調査区地域	2,029	70.9	94.8	98.3	67.2
	O.M等単身居住が多い地域	1,807	42.8	85.8	95.2	36.7
	一般地域	9,578	82.0	93.0	97.3	76.3
	一戸建の多い地域	4,634	93.8	96.9	99.3	90.9
	その他の共同住宅の地域	4,944	70.9	88.2	94.8	62.5
	総数	5,578	70.8	92.7	97.5	65.6
回収時	調査困難地域	1,500	55.3	91.7	96.3	50.7
	A.M調査区地域	736	70.0	94.2	97.9	65.9
	O.M等単身居住が多い地域	764	41.2	87.6	93.7	36.1
	一般地域	4,078	76.6	93.0	97.8	71.2
	一戸建の多い地域	1,745	87.9	96.7	98.8	85.0
	その他の共同住宅の地域	2,333	68.1	89.4	96.9	60.9
	総数	5,578	70.8	92.7	97.5	65.6
別掲	配布時面接可	3,927	84.8	84.1	84.8	71.3
	配布時面接不可	1,506	34.1	83.3	92.6	28.4

(出所) 国勢調査の企画に関する検討会第9回会議(2008年11月26日)に配布された参考資料『平成22年国勢調査第2次試験調査各種記録表等の取りまとめ結果の概要』表4-2(4頁)、表4-4(5頁)より作成。

それによると、「単身居住が多い地域」では、配布時に訪問世帯との面接ができた割合は、4割に低下し、「訪問3回規則」を考慮すると、それはさらに3割台に減少する。試験調査に任用される調査員の特徴(ベテランさ・優秀さ)と本調査の調査員のそれを比較すると、後者では、面接世帯の割合がさらに低下することは確実であろう。

(註) 単身世帯の調査困難性については、『有識者懇談会』第2回会議において、井出満氏(東京都杉並区)と坂俊夫氏(埼玉県熊谷市)の貴重な体験報告がなされている。

視野を試験調査の範囲から全国的な次元に広げて、単身世帯(単独世帯)の分布状況を確認しておこう。表6-1が示すように、単身者世帯の割合は、1970年代の20%台から、着実に増加し、2005年には30%に達している。地域別にみると、東京都全体および区部では、それぞれ40%と45%にし、

表6-1 単身[1人]世帯の割合(全国:東京)

全 国	2000	2005	1960	1970	1975	1980	1985	1990	1995
世帯総数	46,782,383	49,062,530	22,538,645	30,297,014	33,595,728	35,823,609	37,979,984	40,670,475	43,899,923
1人世帯数	12,911,318	14,457,083	3,722,110	6,137,443	6,561,316	7,105,246	7,894,636	9,389,660	11,239,389
割合(%)	27.6	29.5	16.5	20.3	19.5	19.8	20.8	23.1	25.6

東 京	2000(全体)	2005(全体)	区 部	市 部	55%以上の区	40%未満の区	市 部 例
世帯総数	5,423,551	5,890,792	4,146,481	1,710,525	中央区、渋谷区港区、 中野区、新宿区	荒川区、葛飾区、 練馬区、江戸川区、 足立区	八王子市(34.6) 武蔵野市(49.7)
1人世帯数	2,194,342	2,444,145	1,825,789	608,905			
割合(%)	40.5	41.5	44.0	35.6			

(出所) 東京都総務局 HP「東京都の統計」

表6-2 単身[1人]世帯の割合(大都市:政令都市)

都 市 名	総世帯数	単身世帯数	比率	都 市 名	総世帯数	単身世帯数	比率	都 市 名	総世帯数	単身世帯数	比率
札幌市	833,796	309,355	37.1	川崎市	592,578	234,651	39.6	大阪市	1,203,312	513,232	42.7
仙台市	434,539	167,269	38.5	横浜市	1,443,350	436,336	30.2	神戸市	639,480	212,585	33.2
さいたま市	456,749	126,490	27.7	静岡市	263,414	72,192	27.4	広島市	477,664	160,793	33.7
千葉市	369,571	107,233	29.0	名古屋市	935,511	342,373	36.6	北九州市	412,247	132,184	32.1
東京都区部	4,024,884	1,825,789	45.4	京都市	641,455	256,062	39.9	福岡市	632,653	277,548	43.9

(出所) 横浜市統計ポータルサイト>大都市比較統計年表

さらに都心部では60%近くにおよんでいる。

また、地方大都市でも、40%を超える都市地域が出現している。このような単身者世帯層の拡大は、上述の「単身居住が多い地域」における対象世帯への接触の困難さと調査不能世帯数の大きさを合わせてみるならば、国勢調査の全数性を揺るがす状況が日常化していることを強く認識しなければならないであろう。統計局は、事前にこのような危機的状況が捉えられたにもかかわらず、旧来の調査方法(対面式の訪問調査)をもって、実査に「突入」していったと言っても、過言ではないであろう。

ところで、単身居住者の生活様式(若年世帯の浮動性や女性・高齢独居者の防犯・警戒意識)は、大量の「不在世帯」や「居留守世帯」となってあらわれることによって、「調査漏れ」を引き起こす基本的な要因である。それは、国勢調査員の世帯訪問難と居住状況確認難を増大させ、対象世帯に接触・面接する意欲を大きく削ぐからである。そして、大量の不在世帯が予想されることから、調査員の調査業務が、意図せざると否にかかわらず、「郵便配達」型化することも避けられない成り行きであろう(事例群2-~)。このような状況では、郵送返送法の採用は、調査員(業務)の管理を困難にすることによって、「郵便配達型」調査員を出現させる「促進」誘因として機能する。2001年に郵送返送法を採用したイギリスの人口センサスが2011年には、調査票の配布・回収ともに、基本的には郵送法に移行したことは、調査方法として成り立つ組織的制度的条件が原理的に異なる調査員調査法と郵送調査法を「混用」した当然の帰結といえよう(ONS[2003]“Discussion paper The 2011 Census: A proposed design for England and Wales”, Cabinet Office[2008]“White paper Census

2011” 浜砂敬郎「人口センサスの国際的動向と平成22年国勢調査」[日本統計学会第5回春期集会報告、於立教大学、2011年3月6日] 参照)

(注) これまでの国勢調査でも見られた、調査員の管理にかかわる、調査手続きを守らない、あるいはそれが一つの要因となって引き起こされる事例は、今回の国勢調査でも多くを数えている(事例群4 - ~)。また、配布期間以前における調査票の配布は、「実害」が少ないとはいえ、全国的に散見されている(事例群3 - ~)。郵送返送法が誘因となって引き起こされた調査の精度にかかわる事象は、「郵便配達型」調査員の出現であって、とくに大都市地域では、多く確認されている(事例群2 - ~、および事例群5 - ~、事例群6もあわせて参照)。また、調査票提出の確認をめぐる調査員と調査世帯の係争も、その説明が郵送返送法の採用によって難しくなった事例も少なくないであろう(事例群3 -)。さらに、調査対象世帯の実査業務にたいする「投書」や情報犯罪の発生と報道は、実査業務における調査員の緊張感を不必要に高める社会的な風潮となっている(事例群4参照)。

注

事例群2：世帯訪問難、居住状況の確認難関係

事例2 - : 山梨日日新聞2010年10月01日(金：山梨県内のニュースから)「国勢調査 門前払い続出『個人情報』と拒否/オートロックも壁」(オートロックマンションや不在世帯、居留守世帯、調査拒否による訪問難と調査業務の困惑・辛苦化...筆者注)

事例2 - : 産経ニュース (from editor: 編集委員 小林隆太郎) 2010年10月10日号「国勢でなく“国衰調査”？」

事例2 - : 毎日新聞2010年10月14日号(高橋直純記者)「現場から：国勢調査/神奈川」(居住状況の未確認 調査漏れ、調査員管理難...筆者注)

事例2 - : 毎日新聞 10月18日号「<国勢調査>訪問制度に限界 高まるプライバシー意識」

事例2 : 紀伊民報2010年10月25日号「未提出世帯に呼び掛け 国勢調査票の回収終盤」

事例2 : 毎日新聞 10月27日号「閑想閑話：国勢調査票の回収が24日で終了した.../島根」

事例2 : 大和総研ホールディングス、パブリシティ2010年11月1日号コラム(経済調査部 長内智)「調査員・統計家・エコノミストからみた国勢調査」

事例群3：実査をめぐるトラブル(調査員の管理難)関係

事例3 - : 読売新聞2010年9月20日号「国勢調査票、事前に配布『早く終わらそうと』」(富山県小矢部市、9月11~17日に配布...筆者注)

事例3 - : 読売新聞2010年9月21日号「国勢調査票を期間前に配布...福岡市の調査員」(9月21日に配布...筆者注)

事例3 - : 神戸新聞2010年9月22日号「国勢調査フライング、期日前に配布 明石市調査員」

事例3 - : 読売新聞2010年9月23日号「国勢調査票の事前配布6市で」(6市計で1061世帯...筆者注)

- 事例 3 - : 毎日新聞 9月25日号「国勢調査：各地でフライング 宇佐・中津では市職員配布 / 大分」
(大漣実知朗、高芝菜穂子記)
- 事例 3 - : 読売新聞2010年 9月25日号「国勢調査で“フライング” 習志野市内調査票早く配布」
(9月14日以前に配布...筆者注)
- 事例 3 - : 「国勢調査の調査員が調査票紛失」(テレビ宮崎 2010年09月27日) : 調査票の提出をめぐる住民との調査員(提出済みと未受取り)のトラブル(結局、調査員の回収ルール違反として処置...筆者注)。
- 事例 3 - : 中日新聞【政治】2010年 9月29日号「国勢調査票、ネットの人も保管を 総務省が都内で呼び掛け」(調査番号や世帯番号の喪失[配布調査書類の紛失]...筆者注)
- 事例 3 - : 産経新聞2010年 9月29日号「国勢調査のネット回答 類似アドレスにご注意を」
- 事例 3 - : 産経関西ニュース2010年 9月30日号「大阪市で国勢調査書類また紛失今度は浪速区」
(世帯一覧表と調査区要図の紛失、先に生野区でも調査票の紛失事件...筆者注)
- 事例 3 - : 東京新聞2010年 9月30日号「10月 1日、国勢調査日 郵送導入で提出済みも」(期日前に返送された調査票の山 [東京都港区区役所] の写真付...筆者注)
- 事例 3 - : アサヒコム2010年10月 1日号「国勢調査員 2人が配布先資料紛失」(宮崎市 毎日新聞 2010年10月 6日号「宮崎市：紛失の国勢調査書類、一部を発見」...筆者注)
- 事例 3 - : 毎日新聞 2010年10月 3日号「国勢調査：手渡し用封筒を誤ってポストへ 各地で相次ぐ」
- 事例 3 - : 毎日新聞 2010年10月 6日号「国勢調査、『手間省ける』と自治会の集会で回収」(奈良県大郡山市...筆者注)
- 事例 3 - : 毎日新聞2010年10月19日号「国勢調査：区長が住民集め調査票配布 原則戸別訪問、天理市『不適切だった』 / 奈良」
- 事例 3 - : 神奈川新聞2010年10月27日号カナコロ「川崎市が国勢調査でミス2000件超、訪問回収や督促作業中止」
- 事例 3 - : 毎日新聞2010年11月23日号「国勢調査：山都町の調査員、調査票 3人分紛失 / 熊本」
- 事例 3 - : 読売新聞2011年 1月 1日号「組長が国勢調査...北九州市、知らずに推薦」
- 事例 3 - : 毎日新聞2011年 1月 3日号「国勢調査員：組長が北九州・小倉北区の50世帯調査 辞職要求も法令なく『拒否』」

事例群 4 : 偽国勢調査員や情報搾取等の情報犯罪関係

- 事例 4 - : 日高報知新聞2010年 9月25日号「国勢調査費用要求 不審な男出没、詐欺か?【新ひだか】」
- 事例 4 - : KNB NEWS2010年 9月29日号「国勢調査を装い訪問や電話」(富山県...筆者注)
- 事例 4 - : 北国新聞2010年10月12日号「偽の国勢調査員情報、39件 - 20都道府県で」
- 事例 4 - : 産経新聞2010年10月12日号「多治見市が国勢調査の一覧表紛失 36世帯分の氏名や住所

記載)「国勢調査関係書類が車上荒らしで盗難 - 大阪市」

- 事例4 - : 山形新聞 2010年10月13日号「“偽”国勢調査員に注意 天童で調査票だまし取られる」
- 事例4 - : 産経ニュース2010年10月13日号「国勢調査員を装った不審電話に注意を」(東京都...筆者注)
- 事例4 - : 読売新聞2010年10月14日号「国勢調査偽り不審電話 日野で3件『税還付受けられます』」
- 事例4 - : 毎日新聞2010年11月4日号「国勢調査：全国で66件の偽調査員情報 詐取被害は5件」
- 事例4 - : 毎日新聞2010年12月1日号「窃盗：国勢調査票回収中に、かばんから3万円 容疑の女逮捕 — 中村署 / 高知」

(3) 調査票の調査区への区分難、調査票の審査難と再調査難 (調査票の記入漏れと調査漏れ)

これまでに見てきたような国勢調査環境の危機的な状況は、国勢調査員の世帯訪問難、居住状況の確認難、さらには実査遂行意識の弱まりをもたらすことによって、調査票回収の遅滞や回収率の低下、さらには調査漏れをもたらしている。また、回収された調査票の記入漏れは、無視できないほどに検出されている。被調査者の調査忌避意識をやわらげるために本格的に導入された調査票の封入提出法と郵送返送法は、そのような実査機能を低下させる誘因として作用しただけでなく、大量の郵送回収票の開封、調査区への区分け、郵送提出世帯表の作成と調査員回収世帯表との照合と、膨大な事務課業を市区町村に迫っている。また、実査過程が円滑に進行するように設置されたコールセンターの課業対象は、「調査票の記入方法にかんする説明」に限定されていたために、市区町村は、狭義の実査(調査票の配布と回収)期間中(9月23日~10月7日)は、調査世帯からの「質疑・苦情」にたいする応答や調査世帯と調査員の摩擦・係争処理に追われることによって、事務課業に必要な人員を割くことができず、所定の期間(10月21日)に終了しなければならない上記の事務課業は著しく緊迫化している。市区町村における「実査業務」の肥大化と長期化は、再調査(フォローアップ調査:10月22日~24日)の効果を著しく弱め、少なくない調査不能世帯(聞き取り調査世帯)を発生させている。大半の「聞き取り調査」は、10月末以降に住民基本台帳からの転記によって実施されたが、それが国勢調査の同時性にかかわる問題点を引き起こしていることは容易に考えられよう。調査票の審査業務において検出された大量の記入漏れは、実査過程において発生した少なくない調査漏れと相まって、国勢調査の精度を低下させ、さらには全数性を脅かすほどの大きさに達していると考えられる(聞き取り調査と「学歴、職業、産業」の記入漏れがそれぞれ1~2割、したがって、後者では2~3割がいわゆる「不詳」になると推測される)。このような国勢調査の「破綻」的な状況は、新聞報道の記事名がよく体现しているが、二つの記事内容をここでは紹介することにしよう。

(その1) 河北新報2010年10月16日号「“酷”勢調査 記入漏れ・誤記多発 市町村職員悲鳴」より

「全国の自治体が回収を進めている国勢調査の調査票で、記入漏れや誤記が多発している。今回の調査から『封入提出』が採用され、国勢調査員が回収時に確認しなくなったのが原因だ。宮城県内でも、調査票を点検し完成させる市町村の担当者が、制度変更に伴う負担増に徒労感と国への不満を募らせている。膨大な数の調査票を扱う都市部では今後、深刻な問題になる可能性もある。

宮城県内のある町の国勢調査担当部署は終日、職員のため息が絶えない。『学歴が書いていない』『名前だけで、出生の年月がない』『名前すらない』…。マークシートの記入の仕方にもミスが多く、机の上は消しゴムのかすであふれている。

調査票の回収は10月1日に始まった。各自治体によると、20の調査項目のうち、学歴や仕事内容、配偶者の有無などの記載漏れが目立つという。担当者は連日、電話などで聞き取りをし、調査票を完成させる作業に追われている。

約1万2000世帯の調査票を回収する利府町では、若手職員ら約20人の点検チームを設置。通常業務の終了後、作業に当たっている。町幹部は『土日返上の職員もいる。あと1カ月はこの状態が続きそうだ』と語る。

約2000世帯の色麻町では、職員や臨時職員ら5、6人が従事する。担当者は『完全な調査票は50枚に1枚ぐらい。きちんと仕上げるのに1世帯で30分かかる場合もある。電話で問い合わせても不在の世帯が多い』と嘆く。

各市町村から県への調査票提出期限は、自治体の規模によって12月上旬から来年2月中旬までに設定されている。

約46万2000世帯を抱える仙台市など大規模自治体は、郵送で提出された調査票を調査区ごとに仕分けている段階。今後、開封が進むにつれ、不完全な調査票の問題がクローズアップされることも予想される。

ある自治体の幹部は『調査員によるチェックが機能しなくなったのだから、国は調査項目をもっと絞り込むべきだった。例えば国民全員に学歴を尋ねる必要があるのか。現場を知らなすぎる』と国に矛先を向ける。

国と市町村の間に立つ宮城県統計課は『大変な作業になるが、各市町村は各世帯に問い合わせ、すべての項目に答えてもらってほしい』と同情しながらも奮起を促す。

総務省国勢統計課は『今回の調査終了後、調査票への記入状況や自治体の負担などを検証し、次の調査に生かしたい』と話すにとどまっている。

<封入提出> 今回の国勢調査では、個人情報保護意識の高まりを受け、調査票を封筒に入れ、回収する国勢調査員に内容を見られないようにして提出する。郵送による提出も導入した。従来は原則として、守秘義務が課せられた調査員が調査票を回収する際、記入漏れなどをその場で確認していた。」

(その2) 日本経済新聞2010年11月14日号「勤め先、学歴…空欄だらけ 国勢調査郵送でも作業膨大 精度低下懸念さらに」より

「5年に1度の国勢調査が終わった。全国の自治体では、各世帯から集めた調査票の点検・集計作業の真ただ中、今回から初めて郵送回収方式が採用され、国は回収率アップに期待をかける。しかし、現場で作業している自治体職員からは『これで調査の精度が保てるか』と疑問の声が次々と上がっている(出田阿生)。

調査票の点検や集計を担当するのは『指導員』と呼ばれる人たち、全国約七十万人の調査員を指導

する立場とされ、約十万人いる。特別な資格はなく、実態はほとんどが自治体職員だ。報酬が支払われるため、作業は勤務時間外に行う。東京都内で指導員をしているある区職員は『残業では間に合わない、わざわざ有給休暇をとって集計作業をしている。』

郵送方式が導入されたため、確かに調査員や市民の負担は減った。しかし、今度は調査員が直接書洩らしをチェックしないために、指導員の点検作業が膨大になった。

指導員は必要に応じて住民基本台帳などを参考に空欄を『補記』するが、『いい加減に照合して適当に記入しても、確かめようがない。指導員のなり手がおらず、くじ引きで決めている状況なので、みな見て見ぬふりだろう。』（前出の職員）

現在、約五百世帯分を集計している、別の区の指導員は『勤め先の名称や役職は書かれていないことが多い。学歴も圧倒的に空欄。子の分だけ書き込み、親は書かないとか...』と明かす。

調査票は鉛筆で塗りつぶすマークシート方式 点検作業は、ボールペンやレ点による記入を機械的に訂正するのが主だという。『電話をして学歴や職業欄を書洩らしを聞いても、あやしまれるだけ、ほとんどの自治体では再度の聞き取りはせずに、書洩らしたままにしているだろう。』

実際、プライバシー侵害の危険は絵空ごとではない。今回も各地で偽調査員が調査票を持ち去る被害が発生、宮崎県内では調査員を名乗って電話で金を振り込むように指示したり、調査票記入代行や罰金各自で金を要求する悪質行為まであった。

『そもそも、調査員を確保する体制が崩壊して、調査の精度が下がっている。』と話すのは都内の別の区職員。『ずっと町内会の役員に依頼してきたが、高齢者が増え、説明会で話さえまともに聞けない人もいる。認知症の人が配布を忘れ、後退した例もあった。』

調査員不足は、一人の調査員に過度の負担をかける。一人の調査員に、総務省が原則とする十倍の調査区を受け持たせようとしたことが発覚した東京都東久留米市、結局は五倍の負担に抑えたが、『この時期になっても、複数の世帯に調査票自体が配られていないと聞いている』と同市の白石玲子市議は言う。

『調査自体を知らなければ、未配布でも放置される、うちの市だけの問題ではなく、全国で未配布が隠れているのでは』

別の区で統計課に所属する職員は『調査員が訪問してもなかなか回収できないのに、郵送はさらに出し忘れが増える。やはり今回も回収率は低いのでは』と話す。

< 以下、『国勢調査の見直しを求める会』の共同代表である山本勝美氏や白石孝氏の個人情報保護の保護や費用効果を問う観点から、調査の有効性を疑い、国調を『人口調査』に限定すべきという批判的な意見の紹介 >。』

事例群 5：調査票の回収難と審査難関係

事例 5 - : 産経ニュース2010年10月5日号「国勢調査の『未回収』増加 データの信頼性も“良心”頼み」（東京都はじめ、全国的な状況...筆者注）

事例 5 - : 河北新報10月17日号「国勢調査 郵送提出誘導で回収率低下心配 仙台市」

事例 5 - : 紀伊民報2010年10月25日号「未提出世帯に呼び掛け 国勢調査票の回収終盤」(和歌山県下市町村...筆者注)

事例 5 - : 大和総研ホールディングス、パブリシティ2010年11月1日号コラム(経済調査部長内智)「調査員・統計家・エコノミストからみた国勢調査」

事例群 6 : 「聞き取り調査」の困難性、過剰把握と調査漏れの可能性関係

事例 6 - : 四国新聞2010年7月21日号「記入漏れを住基台帳で補完 / 国勢調査、性別や年齢」

事例 6 - : 産経新聞2010年10月10日号「国勢調査は実態を反映しているか 調査票に加え聞き取りも...」(聞き取り調査、虚偽申告、調査漏れ...筆者注)

事例 6 - : 河北新報 10月16日号「“酷” 勢調査 記入漏れ・誤記多発 市町村職員悲鳴」(宮城県下市町村...筆者注)

事例 6 - : 中日新聞【岐阜】2010年10月21日号「記入漏れ続出、市町村悲鳴 国勢調査」

事例 6 - : 高知新聞2010年10月27日号「国勢調査で高知県内自治体悲鳴」

事例 6 - : 中国新聞2010年11月1日号「国勢調査の記入ミス相次ぐ」(島根県、広島県の市町村)

事例 6 - : 京都新聞2010年11月11日号「記入漏れ増え苦慮 国勢調査で県内自治体」

事例 6 - : 中日新聞【滋賀】2010年11月11日号「国勢調査、記入漏れ多数 制度改革求める声」

事例 6 - : 日本経済新聞2010年11月14日号「勤め先、学歴...空欄だらけ 国勢調査郵送でも作業膨大 精度低下懸念さらに」

事例 6 - : 広島県統計 HP (2011年2月15日付)「平成22年国勢調査結果速報の修生について」

事例 6 - : 毎日新聞2011年2月16日号「国勢調査：福山市人口「減」「増」に修生 速報値、確認手間取る / 広島」(速報集計結果提出期限 [1月11日] までに、約3500調査区の内確認作業済みは約1500調査...筆者注)

小 括

平成22年国勢調査は終了したが、わが国における国勢調査の将来を、実証的にみるかぎり、楽観することはできないであろう。私は、国勢調査の実査にかんする市町村のヒアリングに応じて頂いた礼状で、つぎのように述べている。小稿の結びとしよう。

「 (冒頭の謝辞...筆者注)

その後、今回の平成22年国調に先立つ『国調実施に関する有識者懇談会』の議事録等を読んでいます。調査員調査とか郵送調査とか、組織的制度的な成り立ちが基本的に異なる調査法について、相違を無視して、簡単に論じられているような印象を受けています。

ドイツの1983年国勢調査中止問題や1987年国勢調査破綻問題を経験していろいろ、欧米諸国における人口センサスの方法転換問題に関心をもってきました者にとって、わが国の国調の現状や将来について、基本的な方向転換ができずに、袋小路に入っていくのではないかと大いに危惧しています。

これまでも、学会や統計局の研究会等で、意見は述べてきましたし、国勢統計課の係官が、昨年11月15日に私の市に訪問されたときにも、今回の国調について中間的な判断を言っておきましたが、国内では、調査員調査は限界にきているという関係者の意見やニュース報道があり、先進主要国G7のなかで、調査員調査に重点を置いている国は日本だけだという事実を受け止める必要があるとおもっています。

といっても、郵送調査に転換するには、余りにも条件整備すべき事柄（郵便局のメールリスト、法務局の土地・住宅登録簿、ゼンリンの住宅地図、住民基本台帳等の行政登録簿のデータリンケージから、調査対象者の地理的なリストを作成する等、これは英米の例）が多いうえに、徹底した縦割り行政が基本的な方法の改善に大きな障害になるのではないかと考えています。北欧やドイツのような住民登録簿（もちろんその精度調査による補正あり）をベースに他の行政登録簿を利用し、それを標本調査によって補足する方向もありますが、省益・局益優先の縦割り行政のもとでは、実現・実効性を考慮すると、簡単ではなさそうです。

（後略：結びの挨拶）（2011年1月14日 東京都人口・労働統計課長あて書信 [メール]）。」

（2011年1月31日脱稿）

謝 辞

レポートを作成するためには、本稿に、直接に引用・参照している資料・ニュース報道以外に、国勢調査の実査状況にかんするヒアリングを許容して頂いた1都2県5市1村（東京都、長崎県と長崎市、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、福津市、東峰村）の統計担当部局の方々に貴重な情報と示唆を頂いている。それを、どのように生かすことができたかどうか、私自身のレポート能力と相まって、確信はないが、ここに特記して、深謝する。

[九州大学名誉教授]